

三重県総合計画策定推進会議設置要綱

(設置)

第1条 総合計画の策定に向けて、庁内各部局等の連携のもと、着実に検討を推進するため、三重県総合計画策定推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に係る協議、情報共有等に関すること。
- (2) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議の構成員は、知事、副知事、危機管理統括監、知事部局の各部局長、理事、会計管理者兼出納局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長をもって組織する。

- 2 議長は、知事をもって充てる。
- 3 議長代理は、副知事及び危機管理統括監をもって充てる。
- 4 副議長は、政策企画部長の職にある者をもって充てる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(会議)

第4条 推進会議は、議長が招集する。

- 2 構成員に事情のあるときは、副部長等が代理出席することができる。
- 3 議題の論点整理などの協議・調整は、必要に応じて共通幹事会等において行う。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、政策企画部企画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めのないことで疑義が生じた場合は、政策企画部を担当する副知事と政策企画部長が協議の上決定する。

(附則)

- 1 本要綱は、令和8年9月29日から施行する。